

令和7年11月

定例総会議事録

松本市農業委員会

令和7年11月 松本市農業委員会 定例総会 議事録

1 日 時 令和7年11月28日（金）午後1時30分から午後4時40分

2 場 所 大会議室

3 出席委員

(1) 農業委員 22人

1番	百瀬 泰紀	2番	小林 節夫
4番	武井 茂善	5番	中川 敦
6番	久保 節夫	7番	松田 和久
8番	河西 穂高	9番	丸山 茂実
11番	御子柴清市	12番	塩原 秀俊
13番	田中 悦郎	14番	細江 弘光
15番	塩原 俊昭	16番	松尾 英志
17番	濱 博	18番	齋藤 勝幸
19番	奥原 邦義	20番	倉科 孝明
21番	塩原 至	24番	上條信太郎
25番	山田 久子	26番	村山さえ子

(2) 推進委員 11人

推1番	原 弥生	推2番	小笠原鉄夫
推5番	百瀬 文仁	推7番	上杉 壽和
推8番	石川 克彦	推9番	横山 竜大
推12番	横山 泰治	推14番	原口 知明
推15番	平林 章司	推16番	丸山 貴久
推18番	百瀬 一郎		

4 欠席委員

(1) 農業委員 3人

10番	矢嶋 壽司	22番	古畑 英俊
23番	二村 喜子		

(2) 推進委員 7人

推3番	梶原 知子	推4番	古家 豊和
推6番	赤羽 武史	推10番	手塚 稔幸
推11番	中野 浩史	推13番	清水 麻未
推17番	太田 稔		

5 議 事（農地に関する事項）

(1) 議 案

ア 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件

……………（議案第163号～第169号）

イ 所有権移転に関する農地利用集積等促進計画要請の件……………（議案第170号）

ウ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件……………（議案第171号～第192号）

エ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件……………（議案第193号、第194号）

- オ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件……（議案第195号～第197号）
- カ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件
……………（議案第198号～第202号）
- キ 市民農園の開設について……………（議案第203号）

(2) 報告事項

- ア 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- イ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- ウ 農地法第4条の規定による届出の件
- エ 農地法第5条の規定による届出の件

6 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 協議事項

スマート農業推進施策に係る専門的調査への協力依頼について

(2) 報告事項

- ア 地域計画に係るアンケート調査について
- イ 令和7年度非農地判断の実施方針について
- ウ 令和7年度松塩筑安曇農業委員会協議会農業功績者等表彰候補者の推薦について
- エ 主要会務報告並びに当面の予定について

7 その他

8	出席職員	農業委員会事務局	局 長	清沢 卓子
		//	局長補佐	上條 仁
		//	局長補佐	小笠原晃子
		//	係 長	草田 崇博
		//	主 任	藤井 勇太
		//	主 任	木下 麻美
	農 政 課		課長補佐	田中 治
		//	課長補佐	川村 昌寛
		//	主 任	望月 敬弥
	議会事務局		次長補佐	中田 雅基

9 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

10 会長あいさつ 田中会長

11 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により田中会長が議長に就任

12 議事録署名委員の指名及び書記の任命

- 〔議事録署名委員〕 8番 河西 穂高 委員
- 9番 丸山 茂実 委員
- 〔書記〕 上條局長補佐、草田係長

13 会議の概要

議 長

それでは、次第に沿って、まず農地に関する事項から議事を進めてまいります。

初めに、議案第163号 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件について上程しますが、本日、古畑農業委員が欠席のため、議案第166号についても併せて上程します。

議案は別冊資料になりますので、用意願います。

それでは、議案に掲載されている新規就農者について、地元委員の意見を求めます。

まず、1番、それと6番も波田の関係であるため、塩原至委員。

塩原（至）農業委員 1番の〇〇さんにつきまして、年齢は37歳で、米を作るということで、この場所につきましては、お父さんが夏とか水稻をやっておりまして、夏畑の隣で作るということでもあります。技術等につきましては、お父さんから教わりながらやるということでもありますので、大丈夫かなと思っております。

6番の〇〇さんにつきましては、友達と新規就農する前に結構手伝いに白ネギをやっていたということで、自分自ら白ネギの栽培をしたいということでもあります。技術につきましては、もう習得されているものだと思いますので、問題ないかと思えます。

以上です。

議 長

それでは、2番、濱委員。

濱農業委員

〇〇さんですけれども、最近島立のほうへ住宅、農家住宅の空いたところを買って、島立へ転入されてきた方です。地元のいろいろな活動にも積極的に参加しておりまして、今回の土地を借りる地主とも、公民館の役を通じて、その活動の中で、じゃ私がお借りをして米を作りたいという話に何かまとまっていったような感じでございます。稲作の経験はどうですって聞いたら、小面積でやったことはあるけれども、11アールという面積は経験がないということですが、地主の方と懇意にしていますし、機械も地主の使い古しの機械ですが、〇〇さんのほうへ回してやるというようなことで、大分親交があるようですので、そちらから指導されたり、あと営農生活課長が水稻の指導員でございましたので、もし分からないことがあれば、そちらへ照会してみれば、という案内をしました。意欲がありますので、余裕ができれば、もう1枚2枚借りてくれないかという話をしたところでございます。大丈夫だと思います。

議 長

続きまして、3番、塩原俊昭委員。

塩原（俊）農業委員 番号3番の〇〇で新規就農届が出ているのですけれども、これは、この

〇〇が、株式会社ですけれども、定款変更をしまして、新たに農業部門を開始したいということのようです。それで、この農業部門を担当するのが、〇〇のおやじさんがやっているのですけれども、その息子さんが年齢は50歳ですけれども、農業部門を立ち上げたいと、こういうことで、10月に面接をしました。彼、非常に意欲的でした、農地は和田の〇〇の残地の部分のところを使って、まずもう開始していきたいと。それから、行く行くはもっと規模を広げて、和田の中で農地があれば、もうちょっと規模を拡大したいという大変意欲的なお話をされていまして。現在は和田で白ネギを大々的にやっています方で技術の習得に励んでいると、こんなようなことで、非常に意欲的な方でありますので、問題ないというふうに判断をいたしました。

以上です。

議長 続きます、4番、塩原秀俊委員。

塩原（秀）農業委員 この〇〇さんが作る畑ですけれども、今まで荒廃地で載っていた場所で、この間、一回見に行ったときには、荒廃地が整地されていたので、ちょっとびっくりして、これは建物でも建たるのではないかと思っていた土地です。畑にするのは、あまりにも小石があってできないということで、〇〇に住んでいらっしゃる〇〇さんは農業、農地に関しては、ほとんど知識がないが、ただ、農業をやっていくという熱意だけはあって、これ、多分客土しないと畑になりませんよという話をしたら考えてやりたいと。くれぐれも農地以外の使用はできないので、そこはお願いしたいということはおききました。多分、ここを農地にして作るというのは、ちょっと私には合点がいかないのですけれども、とにかくほかの用途で使われないように、注視していきたい。

以上です。

議長 5番の〇〇さんですが、横山委員と2人で対応しました。自宅というか、私の近所なので、僕のほうから申し上げますけれども、〇〇の前に実家がありまして、現在、〇〇市に住んでいますが、ずっとうちの手伝いでやっていたらっしゃった方で、いよいよ本腰を入れてそこでやると。今まで梨をやっていたのですが、今度リンゴに取り組むという方で、十分期待できると思いますので、報告します。

続きます、事務局から議案の説明を求めます。

上條局長補佐 議長。

議長 上條補佐。

上條局長補佐 それでは、農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件を説明しますが、その前に、本日皆様方の机の上にA4の横で右上に「追加資料」、

左側に「別冊議案訂正一覧」というものを配付させていただいておりますので、そちらもご覧になりながら、先日本配りした分厚い今月の別冊議案もご覧ください。

この訂正する箇所ですけれども、議案の第163号と議案の第168号、訂正するページは、8ページから議案の168号は69ページになります。

次に、番号が書いてありますが、番号は整理番号になっておりますので、議案の番号とは違っております。

その整理番号のあるところの変更内容が、例えば8ページの整理番号337番だと、作物を変更内容とするものです。変更前が水稻ですけれども、変更後が野菜全般。このように、以下、権利設定面積、10アール当たりの借料、年間借賃等、変更前から変更後に変わるものを一覧で入れさせていただきました。大変申し訳ございませんでした。

こちらをご覧になりながら、分厚いほうの別冊議案第163号から説明をいたしますので、お願いいたします。

1ページから58ページとなります。

合計のみ申し上げます。

58ページをご覧ください。

筆数2, 582筆、貸付人1, 185名、借受人278名、権利設定面積、こちらが修正ございます。419万3, 353.02平米となります。

議案第163号は以上で、引き続き議案の第166号、59ページお願いいたします。

特にこちらは修正ございません。

合計のみ申し上げます。

筆数7筆、貸付人4名、借受人2名、権利設定面積5, 490平米となります。

議案第166号と163号の説明は以上です。

議長 訂正が一覧表で出るくらい多いものですから、事前の議案レクのときに確認したところ、すべての訂正内容について、この議案を作成・印刷後に本人からの申出により訂正されたものでした。ただいまの説明に対しまして農業委員、推進委員の皆様から意見等を求めます。

[質問、意見なし]

議長 意見等ないようですので、ただいまから集約します。
以降、議案の採決については、農業委員の方を対象とします。
議案第163号及び議案第166号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することとします。

続きまして、議案第164号 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件について上程しますが、本件は委員に関係する案件になりますので、農業委員会法第31条、議事参与の制限の規定により、久保委員には退室を求めます。

(久保農業委員 退席)

議長 事務局の説明を求めます。

上條局長補佐 議長。

議長 上條補佐。

上條局長補佐 それでは、議案第164号の説明いたします。
59ページの上段となります。
合計のみ申し上げます。
筆数1筆、貸付人1名、借受人1名、権利設定面積681平米となります。
議案第164号は以上です。

議長 ただいまの説明に対しまして全ての委員の皆様から意見等を求めます。

[質問、意見なし]

議長 意見等ないようですので、ただいまから集約します。
議案第164号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することとします。
久保委員の入室を求めます。

(久保農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第165号 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件について上程しますが、本件も委員に関係する案件になりますので、松田委員には退室を求めます。

(松田農業委員 退席)

議長 事務局から議案の説明を求めます。

上條局長補佐 議長。

議長 上條補佐。

上條局長補佐 それでは、59ページ、中段となります。
議案第165号、合計のみ申し上げます。
筆数1筆、貸付人1名、借受人1名、権利設定面積1,769平米となります。
議案第165号は以上です。

議長 ただいま説明に対しまして委員の皆様から意見等を求めます。

[質問、意見なし]

議長 意見等ないようですので、ただいまから集約します。
議案第165号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することとします。
松田委員の入室を求めます。

(松田農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第167号 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件、上程しますが、本件も委員に関係する案件になりますので、濱委員には退室をお願いします。

(濱農業委員 退席)

議長 事務局の説明を求めます。

上條局長補佐 議長。

議長 上條補佐。

上條局長補佐 それでは、議案167号を説明させていただきます。
ページで言いますと60ページから61ページの上段になります。
合計のみ申し上げます。
筆数49筆、貸付人29名、借受人1名、権利設定面積11万315平米となります。

以上です。

議長 ただいまの説明に対しまして意見等を求めます。

[質問、意見なし]

議長 意見等ないようですので、ただいまから集約します。
議案第167号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することとします。
濱委員の入室を求めます。

(濱農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第168号 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件について上程しますが、本件も委員に関係する案件になりますので、丸山委員には退室を求めます。

(丸山農業委員 退席)

議長 事務局から説明を求めます。

上條局長補佐 議長。

議長 上條補佐。

上條局長補佐 それでは、議案第168号を説明させていただきます。
61ページから70ページの上段となります。
70ページの上段、合計のみ申し上げます。
筆数394筆、貸付人152名、借受人1名、権利設定面積53万4,472.27平米となります。
以上です。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から意見等を求めます。

[質問、意見なし]

議長 意見等ないようですので、ただいまから集約します。
議案第168号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方

の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することとします。
丸山委員の入室を求めます。

(丸山農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第169号 農用地利用集積等促進計画案について意見
聴取する件について上程しますが、本件も同様、山田委員には退室を求め
ます。

(山田農業委員 退席)

議長 事務局から議案の説明を求めます。

上條局長補佐 議長。

議長 上條補佐。

上條局長補佐 それでは、議案第169号、70ページから71ページとなります。
71ページをご覧ください。
合計のみ申し上げます。
筆数34筆、貸付人17名、借受人1名、権利設定面積6万8,408平
米となります。
議案第169号は以上です。

議長 ただいまの説明に対しまして意見等を求めます。

[質問、意見なし]

議長 意見等ないようですので、ただいまから集約します。
議案第169号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方
の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することとします。
山田委員の入室を求めます。

(山田農業委員 入室)

議長 続きます、議案第170号 所有権移転に関する農地利用集積等促進計画要請の件について上程いたします。
事務局の説明を求めます。

上條局長補佐 議長。

議長 上條補佐。

上條局長補佐 それでは、72ページをご覧ください。
所有権の移転に関する農用地利用集積等促進計画要請の件について、合計のみ申し上げます。
件数4件、筆数13筆、合計面積9,351平米となります。
以上です。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から意見等を求めます。

[質問、意見なし]

議長 意見等ないようですので、ただいまから集約します。
議案第170号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することとします。
続きます、議案第171号から192号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件、22件について上程します。
事務局から一括説明を求めます。

上條局長補佐 議長。

議長 上條補佐。

上條局長補佐 それでは、総会資料1ページから6ページ、6ページ目は新規就農者の情報がありますので、参考にしてください。
それでは、農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。
議案第171号と172号は、実際の耕作者へ持分移転をするものです。
議案第173号は、新規就農のため、所有権を移転するものです。
議案第174号から176号は、実際の耕作者へ所有権を移転するものです。
議案第177号は、新規就農のため、所有権を移転するものです。

議案第178号は、農業経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。
議案第179号から第181号は、新規就農のため、所有権を移転するものです。

議案第182号は、農業経営規模拡大のため、使用貸借権の設定をするものです。

議案第183号は、農地保全のため、所有権を移転するものです。

資料の3ページに移ります。

議案第184号、議案第185号は、新規就農のため、所有権を移転するものです。

議案第186号、議案第187号につきましては、農業経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

ページを4ページに移りまして、議案第188号は、新規就農のため、所有権を移転するものです。

議案第189号から議案第192号は、農業経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

以上22件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、ご審議をお願いいたします。

議 長 地元委員の意見を求めます。

171、172号、百瀬委員。

百瀬農業委員

171と172号ですけれども、譲渡人を見ていただくと、共有名義で所有されていたようですので、これをそれぞれ交換するという形になるようです。1軒のうちがそれぞれ1筆ずつ耕作するように変更になるようです。それで、現地は適正に農地を耕作されておりますので、問題ないと思います。

以上です。

議 長 173号、松尾委員。

松尾農業委員

ここは、〇〇から転居されて、ここに新しく住居を建て、その横に畑がある。畑というか、田んぼがあるというところであります。田んぼなんですけれども、今、荒れていまして、そこを開墾というか、起こしまして、畑にしたいと。畑になるということとは認識をいたしました。ですから、ここにつきましてはよろしいかなというふうに思います。

ただ、ここ、地目が田ですが、水路が本来はなきゃいけないのですけれども、その西側に住宅があって、住宅の方がその水路をもう潰しちゃっているというようなことで、水が来ないだろうということです。だから、ちょっとこの辺は水利権の問題等々絡んでくるのではないかなというふうに思います。この辺はよきに計らっていただきたいなというふうに思います。

以上でございます。

議 長 174、175、176号、塩原俊昭委員。

塩原（俊）農業委員 この3件に関しましては、いずれも実際の耕作者への権利移転ということで、174号の〇〇さんは、〇〇でしたし、立派に耕作をもう既にされています。

それから、175号の〇〇さんですけれども、これは〇〇さんの自宅のすぐ隣といいますか、隣接する農地でして、〇〇さんが耕作されている。

それから、176号の〇〇さんにつきましては、ちょっと高齢ですけれども、立派に耕作されていますので、全く問題ないというふうに現地見てまいりました。

以上です。

議 長 177号、丸山委員。

丸山農業委員 申請者の〇〇さんと11月14日に対象農地で話を伺うことができました。現在、〇〇のほうに住まれている、月一遍ぐらい、奥さんの実家のほうが〇〇にあるということで、こちらに通いながら耕作をしていたということです。今回、新規就農ということで出されているのですが、〇〇さんの両親が以前から耕作をしていて、申請もしていたようですけれども、最後まで許可が出るまでいかなかったものですから、ここで改めて許可を取ったということです。実際に農地を見ますと、野菜等作られていて、きれいに耕作されていました。それと、田植機等の機械もあるということで、特に問題ないと思います。

以上です。

議 長 続きまして、178、179号、松田委員。

松田農業委員 178号ですけれども、この農地の横に〇〇さんの自宅がありまして、その関係で畑を売買で〇〇さんが耕作するために買われるということで、特に問題ありません。

それから、179号ですけれども、〇〇さん、中山で中古住宅を購入されまして、それに、宅地に付随する畑、それから水田はちょっと外れていますけれども、それも一緒に買ってほしいということで、問題ありません。しかも、〇〇さんにつきましては、寿の河西委員のお知り合いということで、水田農業、水稻の作付等については、河西委員から指導を受けたり、また機械をお借りするというようなことで伺っておりますので、全く問題ないと思います。

議 長 続きまして、180から185号まで、久保委員。

久保農業委員 最近四賀に移住してくる方が多くて、下限面積の撤廃によって、古民家を

購入すると同時に、畑をつけて、それをやらざるを得ないから、当然家庭菜園をやれということで、私もそういう指導をしております。ですので、形としては、皆さん、ほとんどが新規就農という形になります。

180号の〇〇さんも、実際は〇〇のほうからこちらに来まして、今日欠席していますけれども、古家さんのところで今、働いておりまして、信用しております。問題ありません。

次の181号の〇〇さん、この方も同じように四賀へ移住してきまして、畑は非常に少ないですが、いろいろこれ、書いてありますけれども、細かいところでは、もう山になっているところもありますので、これは追々私のほうで非農地化がどうのこうのはこれからやっていく予定であります。

それから、182号は、これはもともと田んぼをやっている方ができなくなった〇〇さんのところを拡大して自分がやろうということになっております。問題ありません。

183号は、遺産相続の関係で、相続した〇〇の〇〇さんが耕作できませんので、親戚の〇〇さんのほうにお願いしたということで、これも問題ありません。

184号は、この方も移住してきて、古民家を購入して、そこについている畑をやるということで、ご夫婦で家庭菜園をやりたいということですので、問題ありません。

185号は、〇〇さんですが、この方は実家が同じ四賀の赤怒田、今ここにありますが、赤怒田にありまして、景色のいいところということで、山の中の古民家を買って、ご主人が〇〇から来ておりますので、〇〇さんの名義のほうよろしいという指導をいたしまして、それなりにお父さんと一緒に、彼と一緒に畑、田んぼをやるということですので、これも問題ないかと思えます。

以上です。

議 長 それでは、186から191号まで、倉科委員。

倉科農業委員 議案186号ですけれども、〇〇さんが〇〇から売買により所有権移転を行うものです。場所は、8月の移動農業委員会で歩いていただいた後、車にご乗車いただいた〇〇、その場所のすぐ南側で、県道の下側になります。本農地の隣接農地は〇〇さんが耕作されておりまして、〇〇さんは相続で本農地の所有者となりましたが、東京都にお住まいで耕作ができないため、〇〇さんがこれを譲り受けるというものであります。特段の問題はないと考えております。

続いて、議案187号ですけれども、〇〇さんが〇〇さんから贈与により所有権移転を行うものです。場所は〇〇地区の畑地帯の一角になりまして、〇〇さんのお父さんの時代から長く自然農法での栽培に取り組まれてきた農地だということで、〇〇さん自身は後継者がいないため、自然農法を受け継いで営農してくれる方を探していて、今回、波田の〇〇からご紹介いただいたということで、〇〇さんが選ばれまして、贈与するという話でま

とまったということでございます。特段の問題はないと考えております。

続いて、188号ですけれども、〇〇さんが農地12筆、1町2反程度の農地を〇〇さんから売買により所有権移転を行うものです。場所は、位置図資料の地図を見ていただくと分かるかと思っておりますけれども、梓川の〇〇地区、すぐ北側は〇〇川が流れているのですけれども、その最も上流部に位置する農地となります。〇〇さんは〇〇の夫と共に市内で暮らしていましたけれども、本件農地に隣接します宅地を購入し、2年ほど前に転居されてきました。その際に、農地も併せて購入してほしいという〇〇さんのたつての希望がありまして、今回農地を取得して、新規就農するという話になったものであります。営農経験は、近隣、リンゴ農家さんが非常に多いものですから、そういったところでアルバイトをされていたということでございますけれども、今回の取得する農地につきましては、カボチャを栽培して、JA出荷を行いたいという希望でありました。猿の被害が非常にある地域でありまして、作付作物もよく考えるように指導させていただいたのと、JAの指導員さんのほうに連絡をして、対応をお願いしております。地域の農地を守るためにも頑張してほしいと考えているところでございます。

続いて、189号、〇〇さんが〇〇さんから贈与により所有権移転を行うものです。場所は、これも先ほど186号で説明しました〇〇からさらに西へ500メートルほど行った場所になります。これも本農地に隣接します西側と南側は既に〇〇さんが耕作されておりまして、〇〇さんは相続により所有者となりましたが、〇〇にお住まいということで、耕作が難しいという話で、〇〇さんがこれを譲り受けるものでございます。

続いて、190号ですけれども、〇〇さんが農地6筆、7,251平米を、こちら、相続財産管理人であります〇〇から売買により所有権移転を行うものです。場所は〇〇集落内の農地になります。これまでも〇〇さんが代表理事を務めます〇〇で耕作をされてきました農地です。所有者であります〇〇さんが亡くなりまして、相続人がいなかったため、管理人が選任されて、財産の処分手続の中で、今回〇〇さんがこれを譲り受けるということになったものでございます。これも特段問題はないと考えます。

続いて、191号、〇〇さんが〇〇さんから贈与により所有権移転を行うものです。こちら〇〇集落内で、〇〇から東へ400メートルほど入った場所になります。これも〇〇さんが相続で農地の所有者となりましたけれども、〇〇にお住まいで耕作ができないということで、今回親戚関係となります〇〇さんが譲り受けることになったものでございます。これも特段問題ないため、許可は適当と考えております。

以上です。

議 長 192号、塩原至委員。

塩原（至）農業委員 192号であります。〇〇さんが〇〇さんに贈与ということで、場所的には、アルピコ交通上高地線の近く、もう一つが〇〇の近くということ

で、〇〇さんの農地の隣が〇〇さん作っておりまして、〇〇さんは〇〇で高齢のため、こちらで耕作できないということでもあります。それで、〇〇さんは規模拡大を図りたいということで、〇〇さんの土地を贈与で受けるということでもありますので、問題ないと思います。

以上です。

議長 続きます、全体を通じまして意見等を求めます。

[質問、意見なし]

議長 意見等ないようですので、農地法第3条の規定による案件、22件について、一括して集約します。

農業委員の皆さんに伺いますが、議案第171号から192号について、原案どおり許可することに賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり許可することと決定します。
続きます、議案第193号、194号 農地法4条の規定による許可申請承認の件、2件について上程します。
事務局から一括説明を求めます。

藤井主任 議長。

議長 藤井主任。

藤井主任 それでは、議案書7ページをお願いいたします。
農地法第4条の規定による許可申請承認の件、説明をいたします。
議案第193号、転用目的は住宅敷地です。こちら、やむを得ないものとして追認申請となっております。
続きます、議案第194号、転用目的は住宅敷地です。こちらもやむを得ないものとして追認申請となっております。
以上、こちらの案件につきましては、内容は議案書のとおりとなります。
一般基準等の各要件を満たしていると判断しております。よろしく願いいたします。

議長 地元委員の意見を求めます。
193号を上杉委員、194号を久保委員。

上杉推進委員 本日矢嶋委員が欠席しておりますので、代わりに説明させていただきます。
位置図資料の写真を見ていただきたいのですけれども、これ、白い擁壁を打ってございます。実はここにはもともと生け垣がありまして、その生け

垣を切って擁壁に直したということですが、ここに白い枠で地番のところをやってありますが、この擁壁を挟んで両側になります。南側に家が建たっておりますが、この間が1メートルから1.5メートルぐらいしかなくて、南側がウナギの寝床みたいな土地でございます。本人が小さいうちから生け垣までが宅地だというように思っていたらしくて、今回違反ということが分かったということですが、南に家が建たっており、農作物を作ることはちょっと困難ではないかなというように感じております。致し方ないかなというように感じております。

以上です。

議 長 続きまして、久保委員。

久保農業委員 これも大分昔に住宅を新築したときに、合併浄化槽を自分の畑のところに造って、それもずっと気がつかなくて、17年も経っていたということで、始末書も出ておりますので、やむを得ないかなという判断をいたしました。

議 長 それでは、現地調査委員の意見を求めます。松田委員。

松田農業委員 193号でありますけれども、先ほど地元委員から話がありましたように、非常にウナギの寝床のような細長い土地ということで、生け垣があって、写真見ていただきますように、既にブロック塀が設置されてしまっているということで、右側のほうは農地になっておりますけれども、それに対する影響は全くないというふうに判断しましたので、追認案件でもありますので、やむを得ないというふうに判断いたしました。

それから、194号でありますけれども、これも先ほど地元委員から話がありましたように、住宅を建てるに当たって、知らずに合併浄化槽を造ってしまったというようなことでありまして、奥のほうは畑になっておりますけれども、そちらに影響等はありませんので、これも追認案件でありますので、やむを得ないというふうに判断いたしました。

以上です。

議 長 続きまして、全ての委員の方から意見等を求めます。

[質問、意見なし]

議 長 意見等ないようですので、ただいまから集約します。
議案第193号及び194号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、案件は原案どおり承認することと決定します。

続きまして、議案第195号から197号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件、3件について上程します。

事務局から一括説明を求めます。

藤井主任 議長。

議長 藤井主任。

藤井主任 続きまして、議案書の8ページをお願いいたします。
農地法第5条の規定による許可申請承認の件、説明をいたします。
議案第195号、転用目的はコンビニエンスストアです。こちらは農振除外済み案件となります。
続きまして、議案第196号、転用目的は資材置場です。
続いて、議案第197号、転用目的は太陽光発電施設です。なお、太陽光条例の許可済みとなっております。
以上、これらの案件につきましては、内容は議案書のとおりとなります。
一般基準等の各要件を満たしていると判断しております。よろしくお願ひします。

議長 それでは、地元委員の意見を求めます。
195号、細江委員。

細江農業委員 195号ですけれども、セブン-イレブン・ジャパンが〇〇様から賃借権の設定をしてコンビニエンスストアを建設するというものです。申請地は、東西南北道路でありまして、非常に交通の便のいいところですが、近くにお店もないし、そういう理由でも、やむを得ないと判断しました。

議長 196号、河西委員。

河西農業委員 建設会社が資材置場として使いたいという案件です。本農地の西側の雑種地で既に資材置場兼重機置場として利用されているところがありまして、そのすぐ隣側ですけれども、そこも適正に使用されている旨確認できましたので、本農地においても、きちんと使ってくれるだろうなという感じは受けております。特に問題ないかと思ひます。

議長 続きまして、197号、久保委員。

久保農業委員 場所は、〇〇、〇〇の宿場跡でありまして、非常にこの〇〇さんというの、お嫁に行ってから、このところはもう空き地になっておりまして、家も潰してあります。その奥にある農地と一緒に太陽光発電施設ということで、市も条例でオーケーということと、あとこの〇〇の中のヒアリングでもオーケーということになりましたので、別段私としても異論というか、あれ

はないということで、やむを得ないかなと思っています。

議長 続きまして現地調査した委員の意見を求めます。
議案第195号、196号を久保委員、197を松田委員。

久保農業委員 195号ですが、申請地角には信号機があって、大きな道に面しているための立地となったと考えます。農振除外も済んでいるため、問題はないかと思えます。

196号ですが、この建設会社というのが、両側に挟まれている細長い農地でありまして、この会社がこれを購入して利用するのが一番いいかなということで、問題はないかと見てきました。

松田農業委員 続きまして、197号ですけれども、〇〇に面した非常に細長い土地ということで、手前はもう宅地になっておりまして、その奥の畑ということで、ほかの畑には全く影響ないというふうに見てきました。太陽光発電施設しか有効活用しようがないのではという判断をしました。
以上です。

議長 ほかの委員の意見等を求めます。

[質問、意見なし]

議長 意見等ないようですので、農地法第5条の規定による案件、3件について、一括して集約します。

農業委員の皆様には伺いますが、議案第195号から197号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することとします。
続きまして、議案第198号から202号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、5件について上程します。
事務局から一括説明を求めます。

藤井主任 議長。

議長 藤井主任。

藤井主任 では、議案書の9ページをお願いいたします。
引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、説明いたします。
議案第198号、並柳にお住まいの〇〇さんが承認を受けるものです。
続きまして、議案第199号、神林にお住まいの〇〇さんが承認を受ける

ものです。

続きまして、10ページをお願いいたします。

議案第200号、今井にお住まいの〇〇さんが承認を受けるものです。

続きまして、11ページをお願いいたします。

内田にお住まいの〇〇さんが承認を受けるものです。

続きまして、議案第202号、岡田松岡にお住まいの〇〇さんが承認を受けるものです。

以上になります。よろしくをお願いいたします。

議長 地元委員の意見を求めます。

198号、百瀬委員。

百瀬農業委員 並柳の〇〇さんですけれども、ネギと、それから白菜等を栽培されておりまして、引き続き農業を営んでいることを確認いたしました。

議長 続きまして、199号、塩原秀俊委員。

塩原（秀）農業委員 僕もこれ、見てきましたけれども、土手の草もきれいに刈ってあったし、全部耕作していることを確認しました。

以上です。

議長 200号ですけれども、先日現地を確認して来ました。継続して農業経営を行っていることを確認しています。

次201号、御子柴委員。

御子柴農業委員 〇〇さんの土地はちょっと変形してしまっていて、間口の片方取ったような形の土地になってしまっていますが、それで西側のほうは保育園になりまして、東と北側は住宅地になってしまっています。これも耕作ちゃんとしてしまっていて、これ、芳川にある〇〇というところに特定貸付をしてしまっていて、管理もちゃんと〇〇がやっておりますので、全然問題はないと思います。

議長 続きまして202号、小林委員。

小林農業委員 202号ですが、面積が1,599㎡で、これ、半分に分かれてしまっていて、地目は田んぼで、半分は田んぼを作っているようですが、もう半分は畑になっていて、ネギとか自家野菜みたいなのが植わっていて、農業経営をやっていることを確認しました。

議長 続きまして、全体を通じまして意見等を求めます。

[質問、意見なし]

議長 意見等ないようですので、引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、5件について集約します。

議案第198号から202号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定します。続きまして、議案第203号 市民農園の開設の件について上程します。事務局から説明を求めます。

上條局長補佐 議長。

議長 上條補佐。

上條局長補佐 それでは、本日、別冊議案として議案第203号がございますので、そちらのほうをご覧ください。本日お配りしてある資料となります。

別冊議案、議案第203号、5-(1)-キ、市民農園の開設について説明いたします。

市町村が市民農園として整備すべき区域内において市民農園を開設する場合、市民農園整備促進法第7条の規定に基づき、市町村農業委員会の決定を諮ることとされております。

本件の市民農園区域については、松本市農業委員会より昨年11月27日の区域の指定の決定を受け、今年10月31日に区域の変更についての決定も併せて受けております。そこで、今回、当該市民農園開設について、最終的な決定を諮るものとなります。

根拠法令につきましては、1ページと2ページに記載されておりますので、ご覧ください。

それでは、1番の市民農園開設の内容について、農政課のほうから説明を行いますので、お願いいたします。

田中（農政課）局長補佐 議長。

議長 田中補佐。

田中（農政課）課長補佐 皆さん、こんにちは。農政課の田中と申します。私のほうから資料の説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

資料3ページをお開きいただきたいと思います。

2番でございしますが、市民農園施設の規模その他の市民農園施設の整備ということで、今回の市民農園の関係での建築物と工作物が記載されております。

今回のクラインガルテン建設における建築物としましては、25区画に

休憩施設と倉庫、こちらは平屋建てでございますが、建築面積は50平米の予定としております。

資料7ページに全体計画平面図がついておりますので、こちらをご確認いただきたいと思います。

左の端、広いところ、こちらについては管理棟でございますが、今回の整備計画区域からは外されているものでございます。A-01から右側が今回整備をしていくクライנגルテンの区画ということでございます。

それから、工作物の関係ですが、あずまや、木造ですが、こちらは1棟計画をしております。平面図で言いますと、右の一番上でございますが、こちらが四角の正方形で囲われている部分、こちらがあずまやの位置となります。

それから、トイレ、こちら屋外トイレを1棟計画しております。こちら一番右の上にあります少し太い黒線で囲われている裏が、防火水槽の下側になりますが、こちらが屋外のトイレという予定としております。

それから、併せまして防火水槽（40トン）を1基、この40トン1基が、先ほどと同じあずまや、それから屋外トイレの横にあります防火水槽となります。

それから、防火水槽（20トン）の1基、これは図面上でいきますと、ちょうど中央付近に正方形の何も記載のない土地がございますが、市道を挟んで南側に少し黒い実践で書かれているもの、これが防火水槽（20トン）の位置という予定としております。

資料お戻りいただきまして、3ページの3になります。市民農園の開設の時期でございますが、令和10年4月1日の供用開始を予定しております。

4番、利用者の募集及び選考の方法でございますが、募集方法については、公募といたします。選考方法につきましては、申請書の審査、応募者多数の場合は抽選で決めていく、そんな計画としております。

資料おめくりいただきまして、4ページ、5番に利用期間その他の条件ということになりますが、こちらは現在もう既に供用されています奈川、それから四賀のクライングルテンと同様の形で、利用期間は1年更新（最長5年間）ということを進めていきたいというものでございます。

それから、一番右になりますが、その他の条件ということで、グライングルテン使用者の方に光熱水費、ごみ処理費は負担をいただくという計画としております。

資料6ページをご覧いただきたいと思います。

位置図をお示ししておりますが、下の平面図と併せて見比べていただきますと、前回区域の変更ということで、交流棟の整備エリアを区域外と決定をいただいております。

それから、整備エリア1、整備エリア2、こちらにつきまして、建設、市民農園の開設の申請をするというものでございます。

資料8ページをご覧いただきまして、こちらに各区画における休憩所、いわゆるラウベの平面図をお示ししております。この図面に描かれている区画全体が約300平米、それからラウベの平面図、こちらの面積が約50

平米、こんな計画で25棟配置をしていきたいという計画でございます。
資料の説明は以上になります。よろしくご審議お願いいたします。

議 長 それでは、地元委員の意見を求めます。松尾委員。

松尾農業委員 山田地区の方からいろいろ話を伺っていますが、今のところ問題はないというふうに聞いています。

ただ、今後いろいろ進めていく上でぜひお願いしたいのは、地域と密接に協議していただきながら、問題なく進めていただきたいなど。特に、地域以外の方々が来ますので、ぜひとも地域の方とうまく交流をまたつくる機会をつくっていただければうれしいかなというふうに思います。

以上です。

田中（農政課）局長補佐 議長。

議 長 田中補佐。

田中（農政課）課長補佐 ご意見ありがとうございます。

地元の皆様と毎月定例で協議をさせていただいておりますが、地元の皆さんもやはりその点が一番重要と考えているということで、よく理解しておりますので、今後計画を進めていくに当たって、十分そのあたりは協議をしていきたいというふうに考えております。ありがとうございます。

議 長 ほかに。倉科委員。

倉科農業委員 すみません、ちょっと記載のとおりと思うのですが、運営計画書の建築物は、25棟建てるんだけれども、建築面積、所要面積というのは、1棟当たりということでもいいんですね。25棟建てる、1,250平米ぐらいになると思うのですが、この記載はこういうことでもいいでしょうか。

田中（農政課）局長補佐 議長。

議 長 田中補佐。

田中（農政課）課長補佐 はい、そのとおりでございます。

議 長 久保委員。

久保農業委員 参考にお聞きしたいのですが、四賀の場合は、今、松尾委員からもありましたけれども、町会は別途ということで、町会にまず入らない。それから、もう一つ、住民票は愛知県とか東京に置いたままだというやり方でやって

おりますが、この辺はどうですか。

田中（農政課）局長補佐 議長。

議長 田中補佐。

田中（農政課）課長補佐 その点も変わらず、住民票は農家住宅として建築しないと移せないものですから、基本的には移せないということになります。

議長 例えば、江戸川区から農業をやりたいって夫婦で来る新規就農者は入れないのでしょうか。

川村（農政課）局長補佐 議長。

議長 川村補佐。

川村（農政課）課長補佐 お世話さまです。農政課の川村です。

今、新規就農者っていう考え方なのですけれども、まず順番なのですが、想定するのに、こちらのクラインガルテンで農地つき休憩施設ということで、例えば週末にクラインガルテンのところへ来て、農作業をしていただく。こんな中で、松本、あるいは島内地区、こういったところを気に入ってもらって、自分も農業をしていきたいということになったら、アパートへ住んでいただいても結構ですけれども、そこで初めて住所を、こちらのほうに拠点を移して、新規就農という形になると思われます。

先ほど久保委員さんのご質問にもありましており、住所をこちらのほうに移していくという想定はございませんので、新規就農する場合には、一旦はそこで試していただいて、それで農業が好きだとか、松本に魅力を感じるとか、そういった中で新規就農していただければと思われます。

ただ、新規就農する場合でも、今、クラインガルテンに住むということではできないのですが、アパートとか住んだ場合に想定されるのが、完全に住居を移すだけではなく、これはちょっと農業委員会のほうで認められるか、ちょっと私、勉強不足でいけないのですけれども、2拠点居住ですか、そういったことを検討する中での新規就農というのも、もしかしたらあり得るか。これは農地法3条ですか、抵触するのかわからないのかというのは、ちょっと調べてみないと分からないのですが、そんな見解になるかと思ひます。以上でございます。

議長 久保委員。

久保農業委員 たびたびすみません。先ほど議長のほうからもお聞きしていたんですけれども、新規就農者が入れるかという話の関係で、市民農園ですよ、クラインガルテンであっても。通常、松本市がどういうふうに条例で定めてい

るか知らないのですけれども、市民農園の利用者って、基本的には営利目的は駄目じゃないですか。販売目的で作物作ってやるっていうことは、原則は禁止だと思うのですよね。国がそういうふうに定めたと思うので。

けれども、それぞれの市町村で定めた内容で、売ってもいいよと言えば、それは売ってもいいことになっているのですけれども、松本市はどのような形でその辺、市民農園を運営されているのか、参考までに教えていただければと思います。

川村（農政課）局長補佐 議長。

議長 川村補佐。

川村（農政課）課長補佐 ご質問ありがとうございます。お答えさせていただきます。

松本市も基本はその考え方で構わないです。ただ、国のほうで言っていますけれども、基本は自家用のものを作ると。ただ、その自家用のもの以上に作れた場合は販売をしてもいいですよ。ただし、そこが1つありまして、前回も旧青年の家跡地、交流棟を外したところもあるのですが、市民農園区域内での販売はできないということで、例えばクライנגルテンの休憩施設の横の駐車場を使って、過剰に取れたお野菜を売るということは禁止、そういった原則がございます。

以上でございます。

議長 ほかに質問、意見は。

[質問、意見なし]

議長 意見等ないようですので、市民農園の開設についての件について集約します。

農業委員の皆様には伺いますが、議案第203号について、開設に承認することに賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定します。続きまして、農地に関する事項の報告事項に入ります。事務局から報告事項のアからエについて一括説明をお願いいたします。上條補佐。

上條局長補佐 それでは、報告事項アからエについて説明いたします。これらは書類等完備しておりましたので、事務局長の専決により処理いたしました。

総会資料にお戻りください。12ページから16ページ、農地法第18条

第6項の規定による合意解約通知の件、38件、17ページから18ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、23件、19ページ、農地法第4条の規定による届出の件、3件、20ページから21ページ、農地法第5条の規定による届出の件、8件。

以上となります。よろしく申し上げます。

議長 ただいまの報告について委員から質問、意見等を求めます。

[質問、意見なし]

議長 意見等ないようですので、これら報告事項につきましては、事務局説明のとおり承知おきをお願いします。

農地に関する事項の議事が終了しましたので、ここで暫時休憩とします。それでは、15時に再開いたします。

(休憩)

議長 議事を再開いたします。

以降、農業委員会全般業務に係る議案になりますので、推進委員の皆様も集約まで参加していただきますので、お願いいたします。

その他農業委員会業務に関する事項から進めてまいります。

まず、協議事項、スマート農業推進施策に係る専門的調査への協力依頼についてを議題といたします。

議会事務局から説明をお願いいたします。

中田補佐。

中田（議会事務局）次長補佐 よろしく申し上げます。

本日はお時間いただきまして、どうもありがとうございます。

それから、前回もお邪魔させていただいて、様々ご意見いただきまして、ありがとうございました。

ちょっと着座で説明のほうをさせていただきます。失礼いたします。

初めに、前回ご説明いたしました認定農業者の皆様へのアンケートの件なんですけれども、送らせていただいたのが642で、本日のお昼、先ほどの正午の時点で、紙でご返信いただいた数が104、それからオンラインでご回答いただいたのが70になりまして、合計174のご回答を、大変多くのご回答を本日時点でいただいております。皆様にはご協力いただきまして、本当にありがとうございました。

まだ引き続き11月30日が回答期限になりますので、もう少し回答が期待できればなという希望を持っているところです。

さて、本日は、その認定農業者の方々へのアンケート、前回はアンケートだったんですが、今回は1番の趣旨にございますスマート農業推進施策に係る専門的調査について、こちらの農業委員の皆さんと推進委員の皆さん

へのご協力をお願いするものになります。

2番の経過でございますが、ちょっと詳しくに説明のほうをさせていただきます。

平成31年に農業委員会の皆様が市長のほうにスマート農業の推進についてご提言されております。

それから、議会のほうでは、少し遅れてという形になるんですけども、令和2年度に当時の担当の経済地域委員会がこの件に研究等をして、その際は農業委員の役員の方々にもご協力いただいた経過がございます。

令和3年の3月の2月定例会というところなんですけれども、こちらで松本市農林業振興条例にスマート農林業の推進についての規定を追加させていただく条例改正というのを議会のほうで行った経過がございます。

その条例のところに、その下の「本件条例附則には」というところなんですけれども、条例改正から5年後、今度の令和8年4月1日になりますが、5年が経過したときに、議会のほうで、その条例改正がよかったのか悪かったのかということも含めて施行状況を検討して、必要な措置を講ずるといような規定がございます。これを基に、来年度、令和8年度にこの条例の改正についての状況を検討を予定しております。このため、令和6年度、昨年度ですけれども、国のほうでは幾つかスマート農業関係の法律ができるなど、立法活動が盛んな年でございました。

今年度に入りまして、前回、10月30日の農業委員会の定例総会がございまして、認定農業者等に対するアンケート調査のご報告を行い、11月6日から皆さん、認定農業者の方々に送らせていただいて、11月30日までの期限、アンケートを現在、実施しているところです。

このアンケートのことも含めてなんですけれども、3番の改正条例の施行状況検討についての取組ということで、(1)なんです。条例改正から5年が経過する令和8年度に、議会がこの条例の施行状況の検討を行うことに、まず取組となっております。

このために、(2)でございますが、今年度から、その検討をしっかりと行うという意味で、その検討の準備をまずさせていただいてございまして、本年度は議員の方々には研修を受けていただいたりして、情報共有していただいているとともに、専門的知見を有する大学の先生に調査をお願いするこの後予定なんですけれども、そちらのほうを実施しまして、令和8年度しっかりと検討検証ができるように、現在準備を進めているところになります。

今年度実施予定の、4番なんですけれども、大学の先生に専門的な調査をお願いすることを予定しております。こういった調査することによりまして、22ページの一番下に書いてございます令和8年度に予定している検討の準備の一環として行うもので、来年度の基礎資料にさせていただく予定になっております。

23ページへ行っていただきまして、この専門的な調査の調査事項としましては、(1)のところに記載がございますが、松本市が実施しているスマート農業の推進施策についての調査でございまして、松本市が実施した

施策の効果の検証や松本市の地域特性やスマート農業の普及状況に合った施策の検討を（２）の調査者ということで、関西学院大学の小川教授のほうにお願いすることを予定しております。

（４）のところにございますが、調査期間としては、令和７年のこの１２月の下旬から年度末の３月末までということをご予定しております。

この調査の中で、５番なんですけれども、本日伺った一番の趣旨でございますが、農業委員の皆さん、それから推進委員の皆さんへのヒアリング調査をお願いしたいというものになります。

（１）番の趣旨でございますが、松本市の農業といっても、地区ごとに特色が様々であることから、各地区の農業委員と推進委員の皆さんから調査者がヒアリングを行わせていただくことになりまして、各地区の特色を把握するとともに、スマート農業を含む農業全般に関するご意見等を把握したいものになります。

具体的な実施方法としましては、（２）でございますが、農業委員会のブロック構成に従わせていただきまして、ブロックごとに公民館にお集りをいただき、各地区の農業の特色や現状、スマート農業を含む農業全般に関するご意見について、調査者、この小川教授のほうに聞き取りを行っていただくものになります。

（３）の日程・会場なんですけど、すみません、小川教授のちょっとご都合がございまして、こちらに記載のアからエの年明けの１月１３日、１４日、１５日のそれおれ午前、午後という形になりますけれども、それぞれのブロックを回らせていただきまして、聞き取りの調査へのご協力をお願いしたいものになります。

（４）番の当日までの進め方でございますけれども、もし本日この件についてご了承をいただけた場合ですけれども、いただければ、別紙に本日出欠の紙をお配り申し上げておりますので、本日、この件、こちらでご了承いただければ、こちらの出欠報告のほうにご記入をいただいて、本日農業委員会事務局のほうにご提出いただけると助かります。

それから、イで、本日欠席の皆様には、これも本日ご了承いただいた場合でございますが、本日欠席の皆様には、後日農業委員会事務局から個別に出欠の確認をさせていただきたいところになります。

ウでございますが、出席のご報告をいただいた皆様には、１２月１９日頃に市議会から別途ご出席のお願いの依頼文を送付させていただきたいと思っております。

それから、ちょっとここに記載はないんですが、２点追加でご案内いたします。

まず１点目、こちらは農業委員会の皆さんにご協力をお願いするもの、こちらのほうからお願いするものになりますけれども、調査は、先ほど来申しているとおり、関西学院大学の小川教授のほうにお願いするものにはなりますけれども、農業委員の皆様がどういうご意見をお持ちかというところは、もし議員も伺えれば、何か貴重な機会になりますので、当日は都合がつく議員だけにちょっとなってしまうんですけれども、傍聴という形で、皆さ

んどういうご意見をお持ちかというところを議員もお伺いをさせていただきまして、来年度の先ほど来申します検討の参考とさせていただければと存じます。

それから、2点目なんですけれども、この今回の調査結果につきましては、来年度の条例の施行状況の検討に活用させていただくという目的が一番でございまして、それとともに、小川教授もこのスマート農業の自治体の政策についてご研究されているので、小川教授のほうでも、その研究活動に活用させていただく予定でございまして。

説明は以上になります。

議長

ありがとうございました。

ただいま議会事務局の中田さんから説明がありました。

もちろん市政に役立てるものとなっているということで、やぶさかではないというのが大原則だと思いますが、それぞれ皆さんのほうからご質問、意見等ありましたらお願いします。

塩原さん、お願いします。

塩原（秀）農業委員 すみません、スマート農業自体が、その言葉自体はよく耳にするんですけれども、内容は全く分からないので、スマート農業の狙いってというのは何なんですか。例えば、若い農業者の生活水準を上げる。労働の時間を少なく、経済的対価を大きくするため、多くするためのものが目的なのか。

今のところ先行しているのが、機械化を進めるということだけが先行して耳に入ってくるような気がするけれども、機械化を進めて、機械的にはなっていますだけじゃ全然意味がないと思います。

なので、そのスマート農業を進めるための基本的な理念と言えおかしいんですけれども、目的からちょっと教えていただかないと、大変申し訳ないんですけれども、勉強不足で。すみません、よろしくをお願いします。

議長

それでは、また当日、率直にそういう話をしてくれないかい。もちろん事務局の中田さんに言われても、条例にのっているもんだもんで、いかに我々が価値としてそのスマート農業を今、取り入れるかっていうのは甚だ疑問だし、もちろん条例でもあるし、現行施策の中でも様々な補助金あるし、その辺も含めて、現実的な我々が取りやすいようなということも、その場で言ってもらって、率直な話をしてもらえばいいと思いますので、そういうことでいいですよ。

松田さん。

松田農業委員

先月の総会ですか、そのときに一応アンケート調査を実施するというので、いろいろと課題を提起されまして、ありましたけれども、一応アンケートを取ることについてはやぶさかではないということで、11月にアンケートが実施されておりまして、先ほど聞きますと、非常に回収率が悪いということだと思います。

一応農業委員会としても、市長建議の中でスマート農業の推進ということでお願いした経過がありますので、それについて、市議会として積極的に取組をいただいていることにつきましては、本当に感謝申し上げたいと思います。

その中で、この取組の中で、先般のアンケートの件もありましたけれども、私のところへも来ましたので、一応書きました。書きましたけれども、何を問うてるのか、もう訳の分からないような設問でありまして、あれ、多分、日本全国の統一の書式で多分やられていると思うんですよ。我々の求めているのは、松本市独自のスマート農業の在り方について、市議会として、松本市の行政として具体的なものを示してほしいといことを申し上げているわけです。

今回また関西学院大学の小川教授ですか、その方が来て、より専門的なヒアリングがされるということで、何聞かれるか分かりませんが、要は松本市版のスマート農業の取組について、松本市、それから松本市議会として農業委員会に示してほしいという、それが一応農業委員会としての求めるものだと思います。

だから、正直言って農業委員、推進委員に幾ら意見を求められても、さっきの意見じゃありませんけれども、そういったことで終わっちゃうんだと思うんです。

何か本当にやるんだったら、松本市の中に既に取り組んでおられる方がいます。この前の話もありましたけれども、水田農業だけじゃなくて、野菜あり、果樹あり、畜産あり、花卉あり、いろいろな農業があるんですよ。そういったものを網羅した中でスマート農業に取り組んでいかないと、今先行しているのは、確かに水田農業が中心になっていますけれども、そうじゃなくて、もっともっと市議会の議員の皆さんも農家に足を運んでもらって、それとヒアリングする。これが本当の姿だと思うんです。

私、就農して、定年になってから就農して約15年になりますけれども、市議会議員の方がうちへ訪ねて来たことなんて一回もありません。市議会議員の皆さん方が訪ねて行くのは、うるさい人のところ、要するに文句をたらたら、別に農業だけじゃないですよ。言う人のところには結構小まめに顔を出していますけれども、農業者で頑張っている人のところに何人の市議会議員の方が顔を出しているかということなんですよ。

だから、こんなヒアリングやるくらいだったら、30何人だか市議会議員の方がいると思いますので、やるとして、1人例えば10人ずつでもいいから、各地区なり、主な人たちのところへ出向いてもらって、自分たちで聞いてこいというふうに私は言いたいと思います。

ですので、このヒアリングをもうやるやらないはここで決めていただくと、思いますけれども、やるにつきましても、私は参加するつもりはありません。

ですので、もう少し松本市に足を置いた、松本の農業らしいことを進めるような対応を松本市議会としてもやってもらいたいというふうに思いますので、苦情ばっか言って申し訳ありませんが、よろしくをお願いします。

議長 そのとおりだが、ここじゃその点事務局に答えろと言っても、ちょっと無理な話だと思うし、意のするところは塩原さんもそうだと思うが、趣旨を認めるところだもんで、これはそれとして、私が受け止めてもしょうがないで、事務局で受け止めてもしょうがない。同じ系統の質問。

塩原委員

塩原（俊）農業委員 今の追加って言っちゃ何だけれども、今の議員さんたちの構成を見ると、農業に対して造詣の深い議員さんというのがどのくらいいるかということが非常に甚だ疑問なんですよ。

それで、それぞれの出身母体で選出された議員さんたちですが、本当に農業に関する理解度というのは、私たちから見ても非常に低いというふうな認識をしています。

先ほど説明があったように、ブロックごとのヒアリング、このところへ議員さんもできる限り出席して、生の意見を聞くような機会をつくりたいという説明だったんですけども、そんなこと言っているんじゃないで、全議員が4地区のブロックに、手分けじゃなくて必ず出席して、自分の地区のことも分かってないと思うんだけど、例えば和田の議員が山つきの例えば梓川や奈川や四賀のことを分かっているかっていうと、ほとんど分かってないのが現状だと思いますんで、議員さんにね、生の声を聞くことを都合のつく人だけが出るというんじゃないで、全議員が手分けをして、きちんこのヒアリングに参加して、生の声を聞くというようなことをしてもらいたいという要望です。

議長 そういうことだね。さっきも言ったように、これはもちろん皆さんがおっしゃるとおりだが、とおりだが、事務局の中田さんにはコメントをもらうけれども、これ、やっぱり立場上ね、そのことを直接市議員に私の立場で言うわけにもいかない。それには自覚と熱意と思想なり、生き方ってね、議員という立場も、もちろん我々も議員との懇談、年に1回出させてもらうときには、農業に関心を持ってやってほしいことくらいしか言えないが、中田さん、コメントあったらお願いします。

中田（議会事務局）次長補佐 ご意見どうもありがとうございます。今いただいたご意見は、まさしくごもっともな、皆様のごもっともなご意見だと思います。

この間、私も認定農業者の、先ほどちょっと設問の不適切さ等ご指摘はいただいておりますけれども、このアンケートの実施につきまして、この期間中、農業者の皆様から直接お問合せを電話で、1日大体平均すると3件くらいですので、30件とか40件のお問合せはいただいたところです。

その中で、自分、リンゴが大好きなんですけれども、リンゴの農家の方が、地区の周りにはもう皆さん70代だと。あと5年もすると、リンゴの農家、ここの農家が半分になるという、ちょっと切実なお話もいただいたりなんかした中で、本当に何とか農業者の方々の声を議会のほうでも真摯に伺

って、しっかりとした今回検討をさせていただく必要があるということ、私自身も過日ご意見いただいたほかにも、この間の電話で痛感しているところですよ。

それで、同じく令和2年度のときには、1年かけて担当の委員会がこの件について調査検討を進めて、それで条例改正までさせていただいたところだったんですけども、その際にも、農業者の、農業委員会の方々と意見交換ということは行いましたが、実際は役員の方々との意見交換だけでしたので、このように多くの全ての農業委員と推進委員の皆さんとの意見交換をしたわけではございませんので、先ほどのご意見も本当にごもつともだと思います。

そうしたところですので、ぜひ何とか皆さんの声の一つも漏らさず議員のほうに伝わるようにはしたい。一番は直接全議員とのお話合いというか、意見交換のほうをしていただいて、直接ご意見を私なんかよりも議員にしっかりと出ていただく場をぜひ設けたいというところになります。

そうしたところなんですけれども、今年度、条例の改正がよかったかどうか、その後の松本市の農業の施策がどのように進んでいるのかどうかというの、議会としてもきちんと検証、チェックをしないといけないので、そのために来年度、この件について検討を実施する予定でございます。

その来年度の検討が本当にしっかりと、これ、1年、特定の年に特定の問題を議会が検証するっていうのは、なかなか今までなかったところでございます、それを来年度しっかりとやるために、本年度そのための準備を現在しているところになります。

今回は、来年度の準備のために、できれば議会、我々だけの目ではなくて、専門的な、学術的な、全国の状況も分かる方から一回調査をしていただくということから、この専門的調査を計画しているところになりますが、この専門的調査も、先ほどご指摘もございましたけれども、なかなか文献を専門の先生が見ていただいたり、アンケート調査だけでは、書面の調査だけでは、当然拾い切れない、皆さんの現場の声もあるということをおもって、そういうところをしっかりと、今年度の準備からお伺いできるように、今回、ちょっと日程も限られるところでございます、この日程のところでも、議会でも会議が入っていたりなんかして、全議員が全ての回にお伺いできるような日程ではないんですけども、今年度準備の段階で、できる限り皆さんから直接声を聞くことの重大性というか、必要性を議員にもしっかりと認識してもらいたいという考えもございまして、議会のほうにもこの調査の実施をお願いした、お願いしたというか、実施を決定させていただいたところになります。

ですので、今年度この調査にご御協力できればしていただきまして、来年度本当の検討をする中で、ぜひ議員のほうでも何とか現場に出向いてというか、皆さんのご意見をお伺いできるような機会を設けられるように、議会事務局のほうでも全力を尽くしたいと思っております。

代理。

中川農業委員

すみません、私はこの1月のヒアリング調査、これ、出席させていただくつもりでいます。その理由を申し上げます。

まず、認定農業者へのアンケートってありますよね。回収率すごく低いですよ。低いですね。回収して、それを整理して、それを議員の皆さんに報告して、もんでもらうということなんですけれども、大本にあるのは、私は今の議員さんで、それこそおっしゃるように農業に関心を持っておられる方、議員さんってすごく少ないですよ。いないと言ってもいいんじゃないかというくらい少ないですよ。まして、またこの農業を担当するのが、経済文教委員会、これが農業を担当するということになっているみたいですけれども、こんな委員会って1年ごとにどんどん替わっていったらじゃないですか。だから、実態として、農業を、農業問題に取り組む委員会ってというのは、そもそもないのが実態じゃないですか。だから、我々としては、農業に本当に関心を持ってもらう議員さんが何人も何人もいてくれることが望ましいんじゃないかと私、思っているんですよ。

議会と行政、よく両輪とかいうことをよく言うじゃないですか。こっちが農業や、農業や言っても、議会のほうはそんなこと知らないよっていう人ばかりという状態を、何とか議員さんもこっちに向けてくれる、そういう人が増えないといけないんじゃないかなって思うんですけども、その機会になるのが、1つこれからなと思っているんですよ。

このアンケートを見て、どれだけの議員さんがこっち向いてくれるかというのは分からないですけども、またそもそもスマート農業って何だやねんってありましたけれども、確かにそのとおりで、そんなこと知らない人、議員さんも絶対多いはずなんです。

それと、もう一つ、このヒアリング調査なんですけれども、これ、小川先生が我々に対して聞き取りをする。それを何か紙もので整理して、それを議員さんに見せてもむというようなことみたいですけども、そんなことするんやったら、それこそ言われるように、議員さんがもうこっちへ足を運んで、直接生の話を聞いてくれたほうがよっぽど話早いじゃないかって、これ、誠にそのとおりでありまして、中田さん、そういうことなんで、都合がつく議員さん、ぜひ話を聞きに来てではなくて、今、塩原委員言われたように、もうそれこそ1人1つ、1人2つ、最低でも自分のところのエリアの議員さんは足を運ぶようにというくらいにして、それでなぜ、我々が一番欲しているのは、農業に関心のある、農業問題に取り組むよという議員さんが何人でも出てきてくれることだと思うんですよ。だから、そうなる1つのきっかけにはなると思うんですよ。そういう意味で、私はこれ、どんどんやったらいいなって思っています。

そういうことで、私はこれに、ヒアリング、ぜひ参加したいと思っただけで、皆さんもいろいろ考えがとおりだと思いますけれども、私はそういうふうには思っています。

議 長

ありがとうございました。

次に、出席、欠席で分断しようとは思わないで、趣旨はそういうことであるし、ただし漠然と、やっぱり塩原さんもおしゃったけれども、さあ、ヒアリングだっていう、大学の先生聞かなきゃいけないで、少なくともこれまでは、現状松本市でどういうふうに取り組んで、どういう補助使っているか、どういう形で進んでいるかというのを、中田さんもそうだし、うちの事務局もそうだし、農政課と少しコンタクトを取りながら、それで国の補助事業はこういうことがあって、最前線はこういうふうになっているっていうことぐらいは基礎資料として提示してもらって、その中で我々、このブロック、我々稲作、我々果物は今、どういうことを困っていて、こういうふうにやってもらいたいっていうようなところまでね、これが即、行政だもんで、果実になるとは思わないけれども、そういうふうに幾ばくかのそういう種になれば、我々もわざわざそういう出ていく価値も見いだせるんじゃないかと思うもんで、その辺で、出席、欠席っていう集約はしませんので、この行為をする自体がどうかっていう集約の仕方をしますので、またお願いします。

その前に、もう1つ、2つ、それぞれご意見あったらお聞かせください。
倉科委員。

倉科農業委員

すみません、前回大変厳しいご意見を発言させてもらったのと、その後、中田さんとはお電話でより具体的な部分の話をさせていただきましたので、これまでの経過とか、今やろうとしていることについては異論はございません。

ただ、今、会長言ってくれたので、ほぼそういうことなんですけれども、結局今まで農政課が市の単独事業でスマート農業に関する事業、用意してくれているし、国もいろいろな施策の中でそういったものの補助事業入っています。それを利用している人もいるし、利用できなければ、自己費用で入れているところも幾らでもあるもんですから、具体的などういう事例でどういう効果があったとか、こういうふうに使っているからいいんだとか、楽になったとか、そういったところを、その実際の部分を来年より具体的な調査をするというお話だったので、そこを酌み取っていただかない限り、実態解明にならないと思うんですよね。なので、そこをちょっとお願いしたいと思います。

議 長

今、そういうことで、今、倉科委員からも出ましたし、その行為自体はあれだよ、川村補佐、できるよね。そういう農政と。こうやってコンタクト、それぞれの立場立場の中で、横のつながりというようなこと、現状と今どういうふうに行っているかというようなことの把握は。違う立場でしたら。

川村（農政課）課長補佐 全くちょっと係が違うもんで、何とも言えないんですけども、やはりスマート農業自体が全国的にも話題になっている。「下町ロケット」

の後番組でもそのようなことをやった覚えがあるんですけれども、委員の皆様がおっしゃるとおり、スマート農業、何ぞやというところから入らなきゃいけないと思いますし、当然農政課、スマート農業、実質携わっていくのは農政課が主体となって携わっていくことになると思いますので、本日の出たご意見、今後、この後採決になると思うんですけれども、採決の可否はまた別として、ご意見を農政課のほうでも共有させていただいて、私的に言っているのかちょっと分からないんですけれども、今後、農業委員会事務局、あるいは議会事務局のほうとも連携して、今後の進め方を検討していければ一番いいんじゃないかなと。どこがやる、どこがやるということじゃなくて、みんな一緒になって、さっきおっしゃっていた議会のほうとも農業委員会のほうとももっと直接的な意見交換というのもあると一緒に、庁内の中でも縦割りにいくわけではなくて、部局横断な連携、市長部局と各農業委員会とか、議会とか、そういったところも縦割りじゃない形で話していければ、検討していければいいんじゃないかなというふうに考える次第でございます。

以上でございます。

議長

ありがとうございました。

現実には、横山委員もそうだけれども、やはり現実には、もっと進んでいるなり、もっとバージョンが違うし、もっといろいろなこういう方法で今、スマート農業という、AIという、DXというのは進んでいるもので、条例で地道に補助金というようなこともまたいいんだけれども、そういったこともあるし、だが、そういうことで、条例で今度は見直しもあるし、こういう機会、ぜひそういうことの中でこういう営みをするということできたいと思います。

ほかに意見ありますか。

[質問、意見なし]

議長

よろしいですかね。

それぞれ意見出させていただきました。

なければ、これでこういう営みを議会事務局中心となって、そういう前段で資料を集積していただいて、皆様のご意見を伺う機会をつくるという趣旨で集約したいと思います。

推進委員の皆様にも関係するので、全ての委員にお伺いしますが、本件については了承いただける委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございます。

全員賛成ですので、本件は了承されたと集約いたします。

続きまして、報告事項のア、地域計画に係るアンケート調査についてを議

題といたします。

農政課から説明をお願いいたします。

望月主任。

望月（農政課）主任 農政課の望月です。よろしくお願いいたします。

別冊の資料ということで、報告事項、令和7年度松本市地域計画に係るアンケート調査業務についてというものをご覧ください。

昨年度、また今年度も何度か地域計画に係るアンケート調査を実施するという予定ということでお話しさせていただいているんですけども、その具体的な調査項目だったりとか、スケジュールの案が固まってきたので、報告をさせていただくものです。

もともとこの調査の目的なんですけれども、昨年度末に市内の19地区において地域計画が策定されましたが、その中でも目標地図という資料があるんですけども、こちら、農地台帳をベースに作成した地図に将来の営農意向ということで、現状維持だったら緑とか、規模縮小だったら黄色とか、そういった色づけされた地図があるんですけども、これが令和2年度に実施をした営農意向の調査結果を基にしております、現状に沿っていないという課題があります。なので、今年度再度営農意向のアンケート調査を行いまして、この目標地図の内容を更新をしていく、そういったことで考えております。

調査対象者なんですけれども、市内の農地で耕作をしている方1万6,000人向けに行います。今回の調査は、耕作者向けに調査を行うものです。お一人の方で複数の農地を営農している方もいますので、筆数で数えますと約8万筆になります。

実際の調査の実施方法なんですけれども、委託業者に入らせていただいて実施をするものです。業者名はながのアド・ビューロというところが実施をいたします。

調査方法ですが、先ほどお話しした1万6,000人ほどの調査対象者の方に文書を郵送します。この中に調査票と、あとはここにオンラインで回答する場合はこうしてくださいとか、郵送で返送する場合はこうしてくださいということで、回答方法を対象者の方が選べるような形になっております。なので、対象者の方はオンラインまたは郵送で回答してもらおう、そういったものになっております。

ただ、耕作する農地の筆数が多い農家の方に同様に調査をすると、かなり負担が大きいということで考えておりまして、次のように対応方針を考えております。

筆数が50件以下の方は調査票を郵送する。筆数が51件から100件の方は、調査票を送った上で、この委託業者が電話をしまして、一度聞き取りのような形で調査をするような形で考えております。

また、筆数が101件以上の方は、実際に訪問しまして、より詳しい聞き取り、状況等を聞いていきたいなというふうに考えております。

実際の対象者としましては、そこにお示ししたとおり、51件から100

件が47人、100件以上が38人ということになっております。

実際の調査票なんですけれども、1枚おめくりください。

この下に2と書かれたページなんですけれども、これは実際の調査票の中で、調査に係るお願い事項とか、説明事項を記したものになっております。今回この調査に関しては、耕作者を対象としていますとか、地域計画の見直しを行うために実施をするものですとか、また関係機関に一部情報を提供する場合がございますとか、そういったことが書かれています。

3ページに行きまして、これ、実際の調査票ですと、1枚目の裏になるものなんですけれども、裏面には、そもそも地域計画って何なんだというところを記入いたしまして、またその下段に個人情報の取扱いに関する説明を載せてあります。

次のページをご覧ください。

4ページが実際の調査票になるんですけれども、大きく聞くこととして、農業後継者がいるかどうかということと、今、農地を拡大する希望がありますかということと、あと、今ご自身が持っている農地の中で、現状維持をしていくのか、規模を縮小をしていくのか、それを農地の地番一つ一つ意向を調査をしていくというような形になっております。

その中で、質問番号ということで、1番ですけれども、大体10年後を想定した場合に、農業後継者はいらっしゃるでしょうか。その場合、農業後継者はどなたですかということをお願いします。

3番に行きまして、農地を拡大する希望はありますか、希望する場合には、どんな作目かとか、どんなふうに拡大をしていきたいですかとか、あと5番に行きまして、どういった地区で農業を拡大していきたいと考えていますかということをお聞きいたします。

5ページ目に行きまして、これ、調査票の裏になるんですけれども、ここに耕作されている方の持っている、耕作している農地を一筆ずつ記していきます。なので、これでいきますと、14筆の農地で耕作をしていたというふうになるんですけれども、そのそれぞれにおいて、まず現状維持なのか、縮小なのかということをお聞きいたします。もし縮小したいって考えている場合は、大体それはどれくらいを時期に目安に考えていますかということ、1から5年以内には手放したい、6から10年後以内には手放したい、もっとそれ以降に手放したいと考えているということをお聞きいたします。

また、実際の今の利用状況ということで、どんなふうに使っているかということをお聞きいたします。

この調査票なんですけれども、大本のベースはこういった形で考えておきまして、今細かいところ、この文字もっと大きくしたほうが見やすいんじゃないかとか、そういった部分に関しては調整をしているところですので、まだ確定ではないということをお聞きいたします。

すみません、1ページに戻りまして、今後のスケジュール（案）なんですけれども、一番下の6番ですね。今、実際に調査票の検討をしているところなんですけれども、おおむね12月の中旬以降に調査票を送付する予定

です。

調査の回収締切りは1月の下旬を考えておりました、集計作業も届いたところから並行して行うんですけれども、3月の上旬には調査を終了し、各地区の目標地図に反映をしていきたいと考えております。

目標地図を完成させて、各種その分析結果等も含めて地域へ説明できるのが、恐らく来年度に入ってからになるかなと思いますので、そういった状況でございます。

すみません、こちらに載せていないんですけれども、この調査なんです、JAハイランドとも連携をする予定でして、JAさんのほうで出荷者名簿ということで載っている方、大体3,400人くらいいるんですけれども、その方向けにはJAハイランドのほうで調査の配付、回収を行っていく。そういった形で回収率を上げていこうということで今、考えておりますので、補足させていただきます。

川村（農政課）課長補佐 お疲れさまです。私、農政課、川村ですけれども、先ほどのアンケートに引き続きまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

資料5ページになるんですけれども、おおよそのアンケートを取っての活用ってところなんです、確かに現在の担い手となる人へ、この7番の縮小だということなところの活用もできるんです、先ほど会長のほうからも新規就農というお話があった中で、例えば7番、縮小または手放す時期、いつ頃を考えていますかといったときに、1から5年、すぐにでも手放したいような、5年以内に手放したいよっていうような人で、かつ例えば果樹のところ丸してたりと、こんな農地があったとすると、今までは農業委員会事務局の売りたい貸したい情報とか、あと各JAさんとか、そういったところの情報しかなかったんですけれども、実際、具体的にいつ頃手放したくて、現状はどうなっているんだ、こういうのが調査できれば、新規就農をしたい、何々を目的に新規就農したいっていうような人とのマッチングをできるんじゃないかというのが、ここの縮小のところちょっと工夫した点でございます。

また、今、担当の望月のほうからも説明させていただいたんですが、回収率をとにかく上げたいです。こういった貴重な情報をとにかく上げたいもんで、ここ、最終的には絞り込むんですけれども、現時点ではこの項目でいくんですが、何しろあまり複雑な質問にしちゃうと、回答者が嫌になっちゃいますので、あくまでもこの程度、地域計画の更新に必要な、あと地域の何かに使えるなっていうような必要最小限の項目でいきたいと思ひますので、その辺も趣旨となっておりますので、ご理解のほどお願ひしたいと思ひます。

補足は以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

人・農地プランからもう経過して、法的営みの中で、この3月末に公示されて、こういった段階で、いよいよ松本市もこういったアンケートをして、

いよいよ地図に書き込んで、はて、どうするかっていうようなことの基礎資料の調査になります。

それぞれ我々、傍観者では決していませんので、それぞれまたデータを使いながら、今、こんなふうでこういうふうにするかっていう、地域に入った中でいろいろのツールにしたい、していかなきゃいけないっていうような調査ですので、今、川村補佐、また望月さんおっしゃったように、一番気になるのは、細かきや誰も見ないというふうなことになってまいりますので、この後の深堀りも、またそれぞれ担当担当で考えながらやっけていかなきゃいけないと思いますけれども、それぞれ皆さんのほうで今提示されている内容でご意見、ご質問あったら、お受けします。

上條さん。

上條農業委員

この間、農業委員会の県大会のときに講演あったよね。それで、そのときに、こういう言葉は覚えているかどうか分からないけれども、その講演した人の名前、ちょっと忘れちゃったんだけど、こういうふうに調査したところに、空いたところに新規就農者を入れたりして、期待するということが間違いだという彼の発言あったんだよね。大体はそう考えちゃうと。私もそう思います。

10月の中旬に全国の土地改良の全国大会、佐賀県でありましたけれども、佐賀県は、僕、行って初めて知ったんだけど、10アール当たりの単収、全国ですと30年間1番。それで、すごいことだっていうふうに思ったのは、それも江戸時代から脈々とそういう単収を上げるための努力をしてきて、そこにいろいろな人が関わってきたということと、僕が一番驚いたのは、そのときに佐賀県の知事さんが、それから佐賀市長が、佐賀県の農業生産をね、今、600億円を888億円まで近々のうちに上げると。それで、そのための施策は、もう施設園芸しかない。もうそれに完全に当て込んでいる。当てはめて、そうしないと上がらないというふうに知事さんも市長さんもそういう話をしていました。

それで、この調査というものは、この間の農業委員会大会のあのことと、それから農政が将来をどのように本当に考えるかというときに、やはり人口が減ったり、それから労力が、海外の者に期待できるかといったら、それもなかなか難しいし、一方で、ロボットがうんと発達しているから、人間はどんどんと要らなくなっていく可能性もあると。そのためには、基盤整備から、我々の土地改良だと、基盤整備を抜本的にやり直して、そこにちゃんとしたスマート農業ができるような施設で佐賀県は突破していこうと。

その話を私も、昨日は農水行ったんだよね。私、おととい行ってただよ。財務省と農水省にそれをお願いしました。土地改良予算を今回圧縮で5年間の間にちょっと出てくるもんだから、その中に裾野を広げて、土地改良が実際の農家の経営まで入れるような、そういうような補助というかな、そういうものを土地改良の中でも考えてほしいと。

土地改良が実際の農家の経営に近づいていくという意味でお願いをしてき

て、だけれどもね、分かってくれるけれども、今の状態はものすごく厳しくて、財務省へ行っても、農水省へ行っても、最後には何とかしたいという言葉になるね。同じことを多分言われたと思うんだ。要するに、すごく厳しいもので、そのことを松本市のさっきの議員も松本市も分かってもらいたい。それで、先行してやっぱりそういう提案を農業委員会もやっていかないといけないし、先行して松本市というものはそういう施策を持っていかなきゃいけないって、そういうことを思うんですね。

これ、調査しても、このままでは何か終わるんじゃないかと思って心配している。こういうことは何度もやってきているからね。

議長 はい、分かりました。意見というか、そういうことで、またそれぞれ、こういう矢印、矢印と想定する内容とのあれも講演の中でもいろいろ出ていたけれども、やはりこれを調査しても、やっぱりパズルのただの埋めるだけじゃいけないと思うだよね。それで、これからはどういうふうにするかっていうところも、きれいごとじゃなくて、そういうことも考えていかなきゃいけないというようなことも、もちろんヤル気のあるところは、農水省だって金を出すっていう場合も想定していたで、その辺も含めて。

ほかに。

塩原さん。

塩原（俊）農業委員 耕作者対象のアンケートってということなんですけれども、松本市以外から松本市内へ出作をしてきて耕作されている方、例えば山形村から和田へ来て耕作されている方というのがかなりいるんですけれども、そういった農地については、このアンケートは対象外になるんですかね。

議長 どうですか。
川村補佐。

川村（農政課）課長補佐 ご質問ありがとうございます。

いわゆる属地主義ということで、松本市内にある農地、今の具体例でいきますと、山形村の方が例えば今井とか、それから波田とか、そういったところに来て、松本地域内の農地を利用しているっていう方にはアンケート行きます。

ただ、逆は行かないというパターンで、ここの土地一覧あるんですけれども、松本市の人が山形の農地を借りてやっているっていう農地に対しては行かない。というか、この一覧に出てこない。そういう解釈でお願いしたいと思います。

説明不足な点があったかもしれないんですが、市街化区域は地域計画の対象外ですので、行かないです。

以上です。

議長 ほかに。よろしいですか。

中川さん。

中川農業委員 簡単なことだと思いますが、ちょっと確認というか、質問というか、今ある地図、令和2年の。これは緑と黄色と白じゃないですか。今度新しく地図を作るとして、その色分けの、どういうので1つのくくりにして、どういうので違う色にして、どういうのでまた違う色にしてっていうところの素案みたいなものをちょっと教えていただけますか。

議長 川村補佐。

川村（農政課）課長補佐 ありがとうございます。

基本的には、前回のお示しした地図は確かに拡大という、属人だったもので、土地じゃなくて、人に対する調査だもんで、例えば私が持っている5筆、一部縮小と言ったら、全部縮小に色塗られちゃう。ここを今回、一筆ずつ出すので、縮小と現状維持っていったときに、縮小する土地は例えば赤、現状維持のところは青とか、そういった形は基本想定なんですけど、集計取って、何か偏りみたいな、いわゆる参考となるような偏ったデータとか、そういったものとか、地域の話合いも今後やっていく中で、こんなところを論点としていきたいとか、具体的には想定はまだしてないんですが、そんなものが話合いに出てきたときには、原理原則となっているような目標地図のほかに、このデータを活用して、別の着色をするような考え方もあるんじゃないかというような今、考えを持っているところです。

ただ、一番最初に出さなきゃいけないのは、前回の、中川さんおっしゃったとおり、前回こういう地図でやったけれども、今回改めて取ったら、こういうふうになったよという、こういう比較的な地図は一度は見せないで、前回ご協力していただいた地域の方々も分かりにくいと思いますので、まず真っ先は、前回に準じたような地図の作り方、そんな方向を考えているところでございます。

以上です。

議長 至委員。

塩原（至）農業委員 先ほど川村さんがおっしゃっていったように、JAも使ってということを書いていましたよね。言ってなんだっけ。

それで、今日ちょっといろいろと視察が来て、農業課長と話し合って、地図をもらったんですよね。JAに結構耕作者が来たりして、1年かけて280ヘクタールの1筆ごとに誰々が借りている。そして、作物は何か色づけをして、それだけのことをJAの課長さんできるから、やっぱりJAってすごいなど。

やっぱり聞き取りというのが一番で、多分それ、5年ぐらい多分大丈夫だと思うんですよね。聞き取った後、5年ぐらいやりたいと耕作者言っているもんで、アンケートも必要かもしれませんが、やっぱりJAがうんと動

いてもらって、ちょうど古畑さんいないもんで、JAのことは結構言うんですけれども、JAにぜひうんと頼むことが必要かなと。そうすると、アンケート以上に本当に正確な、1回川村さん、波田の支所に来て、その地図見てもらえば、本当に驚きますんで、ぜひそういうふうにJAを使っていたきたいと思います。

以上です。

議長 参考に。そういう営みもするようですので、お願いします。
ほかにありますか。
細江さん。

細江農業委員 アンケートをするわけですけれども、回答がない場合には、何かほかの施策というか、やり方を考えていらっしゃるか。

議長 川村補佐。

川村（農政課）課長補佐 必要に応じてなんですけれども、直接聞き取るとか、そういったことも必要かと思うんですが、回答期限、これ、1月下旬にしてあるんですけれども、3月中旬くらいまでにまだ余裕があるもんで、その辺の回答率に関連して検討はしていくということで業者とは打合せをしています。

この1月下旬にした理由は、ご承知のとおり、農業再生協議会のほうから1月末には営農計画書の配付、回収というのがあるもんで、まごまごするとそれと重なっちゃうと、そこの中に入れていけば市に届くかなっていうふうにならないように、その配付、営農計画書の配付するよりも回収する期限を早めたというところで、1月下旬くらいをという想定でいるところでございます。

議長 後追いは今、検討中ということでもいいわけですね。
それで、今もあったように、やはり回収率、さっきも川村さんとお話ししましたように、何しろそういうふうにデータだけたくさんもらいたいもんで、年末年始とそれぞれ出る機会が委員の方あると思いますので、ぜひその辺のね、ちょっと触れてもらって、ぜひ行政のほうでやっているし、これからそういう地図をできるようにになって、皆さんのほうにお返しするツールとして使いたいから、ぜひ出してくれというような働きかけを我々としてもやっていかなきゃいけないと思いますので、またご協力をお願いします。
ほかに。

[質問、意見なし]

議長 よろしいですか。
そういうことで、本件については、ただ今の説明のとおりですので、ご承

知おきをお願いしたいと思います。

続きまして、報告事項のウ、令和7年度非農地判断の実施方針についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

木下主任。

木下主任

農業委員会事務局の木下です。

着座にて説明します。

今回、令和7年度非農地判断の実施方針について伺うものです。

資料24ページをご覧ください。

本年度利用状況調査の結果、非農地判断の候補地として挙がりましたのは、筆数154筆、名義人134名、面積が7万5,516平米になります。

こちらは、再生困難もしくは黄色区分になっているような農地で、もう現状から農地として復元するのは困難のような農地を対象として絞り込みました。

対象のリストは、33ページをご覧ください。

非農地判断の進め方ですが、令和8年1月に非農地判断候補地の土地の所有者に対して非農地判断を実施する旨の事前通知を送付します。

27ページになります。

これから非農地判断とされるものと、また農振農用地区域から除外に異議がある場合は、期日までに申し出るよう依頼します。

令和8年2月末以降に申出がない農地については、非農地判断地として決定していきます。

令和8年4月をめどに、土地の所有者に対し非農地通知書を送付するとともに、法務局での地目変更登記申請の指導を行います。

お送りする資料は、27ページから32ページまでになります。

再生困難な農地で、過去にもう山林のような状況なんですけれども、農地の所有者からまだ非農地にしないでほしいといった農地があって、そういった農地は外しておりますので、かなり本年度の非農地判断の筆数というのは少なくなっております。

私からは以上です。

議 長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑を行います。発言のある方はお願いいたします。

小林さん。

小林農業委員

すみません、この資料によると、岡田は2件になっているんだけれども、8月に調査したときに、再生困難に一応挙げたのは34件ぐらいあるんだよね。それで、3年前にまた、前に一応外すという書類を送って、回答、外しちゃ困るということもあったと思うんだけれども、それを抜いても、2件ということはないんだよね。

その34から2件の間で、外してもらっちゃ困るというのは、その地主さんの都合だでやむを得ないけれども、もうどう見ても木とか山際で再生困難なんだよね。それで、そののうち、見ている、もう後継者いるような感じじゃないので、そういうところは積極的にとは言わないけれども、やっぱり農地から外して、管理をやっぱり耕地課とかそっちのほうにやったほうが、農業委員会としてもやりやすいと言えはちょっと語弊あるけれども、そういう具合にしてもらいたいもんで、ちょっとその通知出すのを事務局のほうと相談してちょっと増やしてもらいたいんですけども。

議長 この時点で、木下さん、どうですか。

木下主任 では、今、小林委員おっしゃったように、恐らく再生困難な農地、もっと多いのではないかということではあるんですけども、過去にやはり所有者さんから、この農地、自分が存命のうち是非農地にしてほしくないという筆を除いた結果が、この今、筆数になっています。

あと、本当に山際のところとか住宅に接するようなところは、非農地判断、ちょっと難しいので、その抜いた数がこの結果になってしまっています。

ただ、もう少し農地パトロールを行った際に、これぐらいの筆数が再生困難となっているので、この筆も追加してほしいというものがあれば、一筆一筆相談して、盛り込みたいと思います。

議長 そういう具体的な少しコンタクトを取ってもらって、その数字の差異がね、そこでちょっと調整してください。

どっちにしろ、やっぱり平地の中で木が生えていたって、これ、非農地判断にならないもんで、非農地判断になる要件があるもんで、それは兼ねてまた担当と相談して、チェックしてみてください。

ほかに。

[質問、意見なし]

議長 よろしいですかね。

そういうことで、なければ、本件についてはただいまの説明のとおりですので、また承知おきをお願いいたします。

続きまして、報告事項のウ、令和7年度松塩筑安曇農業委員会協議会農業功績者等表彰候補者の推薦についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

小笠原補佐。

小笠原局長補佐 事務局の小笠原です。

総会資料の36ページ、令和7年度松塩筑安曇農業委員会協議会農業功績者等表彰候補者の推薦についてお願いします。

着座にて失礼いたします。

こちらにつきましては、8月の総会でご協議いただき、今年度の推薦地区を決定しまして、芳川地区、和田地区から候補者の推薦がありましたので、今年度の候補者として、地域農業振興等功績者表彰の1個人、1団体、それから農業委員会永年勤続功績者表彰の5名を推薦することについて報告いたします。

永年勤続功績者表彰につきましては、昨年度の推薦手続が遅れたため、今年度推薦させていただくものです。

表彰候補者ですが、地域農業振興等功績者表彰、まず〇〇様ですが、御子柴委員さんからご推薦いただいております。功績調書は37ページになりますが、地域の耕作放棄地の解消と農地の維持管理に努められ、農産物の生産に寄与されており、江戸時代から続く伝統産業である野溝のほうき作りを継承し、ほうきの普及に努めていらっしゃるということでご推薦いただきました。

次に、〇〇ですが、塩原委員さんから推薦をいただいております。功績調書は38ページに記載のとおりで、和田地区で老朽化した用排水路の改修、ホタル池の清掃やふれあい花壇の維持管理、三九郎行事への技術継承支援など、農村環境の保全や文化の継承に貢献されている団体ということでご推薦いただきました。

農業委員会永年勤続功績者表彰の候補者につきましては、原則3期9年以上務め退任した方が対象ということで、令和6年8月退任された農業委員さん、推進委員さんの中でこの基準に当てはまる方、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんの5名を推薦いたしました。功績調書は37ページ以降のとおりです。

その他になりますが、申請書は11月13日付で松塩筑安曇農業委員会協議会会長宛てに提出をしております。

今後の予定としまして、来年の1月中旬頃に表彰者が決定されて、2月17日開催予定の農業活性化推進研修会の場において表彰が行われる予定となっております。

説明は以上です。

議 長

ありがとうございました。

ただいま説明がありました。

この案件につきまして、皆さんのほうからご意見、ご質問があったら願います。

[質問、意見なし]

議 長

なければ、本件についてはただいまの説明のとおりですので、ご承知おきを願います。

次に、報告事項のエ、主要会務報告並びに当面の予定についてを議題いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

草田係長。

草田係長

農業委員会事務局の草田です。

44ページをお願いします。

主要会務報告です。

11月3日、まつもと市民祭表彰式典に会長に出席をしていただきました。

4日、長野県農業委員会女性協議会松本支部視察研修会に二村委員、山田委員、村山委員、原推進委員が出席をしました。

7日、松本市農業施策に関する意見書 市長との懇談会が開催され、前向きな議論ができました。ありがとうございました。

14日、松本市都市計画審議会に中川会長代理に出席をしていただきました。

19日、長野県農業委員会大会がキッセイ文化ホールで行われました。当日欠席された委員さんの資料については、本日配付しましたので、またご確認ください。

21日、農地転用現地確認調査に久保委員と松田委員に対応していただきました。

27日、県選出国會議員への要請活動と全国農業委員会会長代表者集會に会長に出席をしていただきました。

同日、土地精通者會議に河西委員と倉科委員に出席をしていただきました。ありがとうございました。

28日、本日、11月の定例總會です。

總會終了後ですが、情報・研修委員會が開催されますので、所属委員の方は出席をお願いします。

農業振興委員會ですが、委員長、副委員長不在ですので、今回、農業振興委員會は延期します。よろしくをお願いします。

45ページをお願いします。

当面の予定です。

12月6日、松塩筑安曇農業委員会協議会市村農業委員会会長會議と県選出国會議員との懇談會に会長が出席をします。

19日の農地転用の現地調査は、河西委員と丸山委員ですので、お願いします。

12月の定例總會は25日となっていますので、よろしく願います。

あと、こちらに記載はありませんが、1月30日に1月の定例總會がありますが、それ終わった後に新年會を予定しております。また12月の議案と一緒に出席の報告書をお送りしますので、積極的なご参加をお願いいたします。

以上になります。

議 長

ありがとうございました。

この案件につきまして、皆さんのほうからご質問等ありましたら、お願いしたいと思います。

先ほど上條委員からもお話がありました。昨日、そういうことで江戸のほうへ行ってまいりまして、対応してきました。

その中で、國井会長が鈴木農水大臣とコンタクトを取って話したときには、やはり最適化推進委員の皆さんと農業委員の皆さんとの併存配置については、農水大臣もやはりおかしいというか、やっぱりスムーズじゃないし、やっぱり同じくくりの中で同じ活動をしたほうがいいということは共通の認識であるようです。

だから、それについて具体的にすぐというわけにもいきませんが、そんな方向でやっていますし、もう一つが、宮下一郎さんと話をした内容ですが、どうも米が高過ぎて、今、動いていないようだね。そんな中で、やはり我々は高いにこしたことはないが、安心して農業に育むような環境づくりだけはぜひやってくれと。

それと、あと有害鳥関係の中で、個体数を絶対減らさなきゃいけないから、1頭取ったら、単価も上げてもらいたいし、柵を造ってもらいたい。国で取り組むべきじゃないかということを中心に3つ言ってまいりましたし、何しろやりやすいようなこと、もちろんまた、先ほど草田係長のお話もありましたように、6日には地元の下条さんと杉尾さんと羽田さんと、中川宏昌さんですか、野溝の出身のブロックだということで、そこでも同じようなことを繰り返して、できるだけというような話もしたいと思います。

また、先ほど上條委員からの話もあったとおり、それぞれ自分なりのそしゃくした中で話ができればと思いますので、またお願いしたいと思います。よろしいですか。こういうことで当面の主要会務の予定と実績でありますので、お願いしたいと思います。

ただいまの本件については承知おきをお願いいたします。

以上で報告事項は終了しました。

続きまして、その他の項目に入ります。

最初に、農業委員会だより第100号が発行されましたので、情報・研修委員長から編集報告をお願いいたします。

河西情報・研修委員長 情報・研修委員長、河西です。

農業委員会だよりが完成しましたので、お手元に配られている農業委員会だよりをご覧ください。

今回、100号、記念号ということで、それに伴って、順次12月に入ってから配られている地域ももしかしたらあるのかもしれないですが、配られることになると思います。

今までの配付方法、ハイランド管内はハイランドの組合員と準組合員、それで梓川については全世帯に配布する最後の農業委員会だよりということになります。

これ以降、101号に関しましては、3ページにあるんですが、配付方法が変更されます。町内会の回覧板が主な配布方法で、あとは市役所の出先機関ですね。様々なところに置いていただくという形に変わっていきます。

内容の説明に移らせていただきます。

表紙ですが、情報・研修委員会の方々がそれぞれ持っているのが、1号、10号、20号、30号、各記念号になります。私が持っているの、これも1号は50年前、よく保管してあったなと思うんですが、色も変わって変色しているんですが、この内容、なかなか面白くて、見入ってしまう感じでした。

次のページ、2ページ目は、田中会長と臥雲松本市長にコメントを寄せていただいております。

3ページ目は、意見書の提出に関する内容となります。

4ページ目が、「がんばっています」ということで、パブリカ農家の百瀬さんに受けていただきました。

その下段、先ほど申し上げた農業委員会だよりの配布方法の変更ということがこちら、あります。

「売りたい貸したい農地情報」が3ページ続きまして、7ページ下段、これは農村女性協議会のいつもの「地区活動について」というタイトルで書いていただきました。

8ページ、法人探訪、株式会社むぎわらぼうしの大月さんの活動の紹介となっております。

そして、9ページが8月の移動農業委員会についてまとめた内容の記事となります。

そして、裏表紙、10ページ、「よもやまばなし」、そして編集後記という構成となっております。

農業委員会だよりにについての報告は以上となります。

議 長

ご苦労さまでした。

続きまして、事務局から連絡事項をお願いいたします。

草田係長。

草田係長

まず、11月23日ですが、中川代理に新農業人フェアに参加していただきました。こちらは最適化活動による新規就農者のあっせんについての取組の1つになっておりますので、行っていただいた所感をお話しいただきたいと思います。

中川農業委員

報告申し上げます。

11月23日に東京のビッグサイト、ここで新規就農フェアの新農業人フェア、ここに松本代表として行ってまいりました。市役所農政課の担い手担当、それからハイランド農協の営農企画課の担い手担当をしている部局ですね。それと農業委員会から誰か1人ということですので、私が行ってきたという次第で、ちょっとそのときの雰囲気申し上げますと、松本市がブース出しました。こんな感じで、日本全国から多分200以上あったと思うんですね、北海道から九州まで。市町村、それからもう直接生産者団体が誘致に来た。大体200以上あったと思います。ものすごく熱気にあふれていまして、新規就農したい、農業に携わりたいという熱気をすご

く感じてきました。大体10時から4時ぐらいだったんですけれども、そのおよそ6時間の間に松本市のブースに人が途切れることがなかったですよ。どこもそうでしたけれども、そのくらい熱気にあふれていました。

大体この松本市のカウンターに座る人が20何人かいたんですけれども、私もその中でいろいろお話をさせていただきました。そのときの感想なんですけれども、まずもう松本でどうやりたいとか、松本市でリンゴやりたい、野菜やりたいって、もう場所と作物を決めて来る人と、あと取りあえず農業を経験してみたい、何でもいいから体験してみたい、取りあえず初めの一步が欲しいということで、漠然とした相談に来る人と、すごく温度差があるんですけれども、一番多かったのは、本当の情報収集で、まずは農業をやってみたい、体験してみたいんだけど、何かそういう機会がないっていう話が実は一番多かったんですよ。なので、まず本当の体験。

ここで例を出したのが、今日は二村さんいらっしゃいませんけれども、例えば梓川でリンゴの体験というのは去年4回やりましたね。そうやつとか、今井で横山さんが取り組まれたそういう体験とかがありましたけれども、そういう企画をすごく就農希望者は欲しているなというのがすごくよく分かりました。

なので、私も地域で考えていますけれども、とりわけ自分のところに新しい新規就農者が欲しいなと思うところは、やっぱりまずはうちに体験しにおいでというような何かを発信すると、これ、必ず人が来るなというふうに思いました。

何かそういう企画をつくれば、農政課とか、県の支援センターとか、幾らでも宣伝してくれますので、それが差し当たり今、自分のところに新規就農者欲しいと思ったら、それが一番近道かなと。

今、すごく新規就農の世界も競争が激しくて、やっぱりいろいろいいところに行っちゃうというのがありますので、新規就農して、うちに人が欲しいなというところほど、まずはこっちにおいで、体験しにおいでよということ言うのがすごくいいのかなという思いをすごく持って帰ってまいりました。

以上報告であります。

草田係長

ありがとうございました。

続いて、事務局から連絡が5つほどございます。

まず1点目ですが、本日別冊で市長との懇談会の市の回答要旨をお配りしております。その内容について、少し簡単にご説明をしたいと思います。

1番の開催概要については、記載のとおりとなっております。

2の市の回答要旨ですが、項目1、地域における「子どもの農業とのかかわり」の確保についてです。

意見書に対する回答については、出席された方については懇談会時に、欠席された方については本日配付してありますので、その回答書のとおりであります。詳細はまたご覧ください。

資料の2ページですが、意見交換後のほうの回答になります。

簡単に申し上げますと、市長のほうからは、横浜ジュニアビレッジ根っこ塾の視察を踏まえて、松本市の農業・教育の在り方について、3つに整理できると。農業が盛んな地域の小中学校では、授業の一環として農業体験が行われているが、町場の学校では行われていない。今後は、既存の取組の拡充していくことが必要という観点と、2つ目の観点としては、授業だけでは農業体験を継続することが難しいため、部活動の地域展開を生かし、学校以外の大人が関わる可能性を模索している。地域の農業者の支えの中で、中学生を中心に地域クラブとしての農業クラブをつくることのできなにかという観点。

3つ目としては、松本で横浜ジュニアビレッジのような取組を実現するには、専門的な人材の確保が必要であり、高度なアプローチが求められる。まずはこうした取組にどの程度需要があるのかを把握することが重要だと。

1つ目と2つ目の観点に取り組んだ上で、3つ目の将来的な展望として根差していくことが必要だということ。

義務教育段階の小中学校で農業を職業の選択肢として提示していくことが重要で、農業を部活動の地域展開に取り入れ、地域で体制づくりを進める際には、市長部局、学校現場、農業委員会が連携しながら検討を進めたいというような内容でした。

次の3ページですが、項目2の中山間地域における獣害対策について、(1)の意見書に対する回答については、同様に、また回答書をご覧いただきたいと思います。

次のページ、4ページです。

意見交換後の回答ですが、産業振興部長のほうから、防護柵の設置当時は効果があったけれども、年数がたつ中で修繕が必要となり、中には維持管理ができていない地域もあると聞いたと。市としては、地域で維持管理をする中で、修繕資材を提供する支援をしているが、手がつけられない地域からはそういった声も上がってきていないことが分かったと。そこで、地域の維持管理の状況を改めて市としても確認をし、その上で、従来のやり方では駄目だということであれば、その部分をどのように補うのか考えていきたい。地域からの情報提供と市としても現場を見て管理のやり方を検討したいということでした。

あと、窓口の一本化については、市長のほうから、水際対策の強化で対応できる部分もある一方で、防護柵の修復、維持だけでは限界があり、有害鳥獣の駆除や長期的な個体数の低減など、地域の状況に応じた対策を両面で講じる必要があることを議論を通じて改めて認識した。こうした2つの大きな対策の窓口については、農政課に一本する方向で検討したい。その上で、森林環境課が担っている業務については、緊密に連携しながら対応し、農政課が窓口として一元的に要望を受け付けられるよう体制を整えていきたいというお話でした。

また、県外視察研修については、私たちが手の届いていない現地を視察して、それをフィードバックすることは昔も今の意味がある。県外視察研修が普通にできるように市としては措置を取りたいというふうな話がありま

した。8年度当初予算には予算要求をしているということなので、計上させていただくということですが、今検討中ですので、また報告していきたいと思います。

回答要旨については以上になります。

続いて、松本農業農村支援センターからの情報提供については、本日山戸主査が欠席ですので、資料はお配りしていますので、またご覧いただきたいと思います。

それと、農業振興委員会ですが、先ほども申し上げましたが、本日は延期したいと思いますので、また改めてご通知を差し上げます。

それと、本郷地区の農業委員のことですけれども、柳澤委員が逝去されて、松本市の委員会におきましては、1名の欠員が生じております。

まず、制度上の取扱いですが、農業委員会に関する法律には、委員の補充が必要な場合に関する規定がありません。そのため、委員が1名欠けるために、必ずしも補充をしなければならないというようなものではありません。

ただ、欠員が生じたことによって、農業委員会の所掌事務の遂行に支障が生じるおそれがある場合には、速やかに補欠の委員を選任することが望ましいとされています。

また、本市の農業委員会の委員の任命に関する規則の第10条では、欠員が生じたときには、この規則に定める手続に基づいて、速やかに補欠の委員の任命に努めなければならないと規定されています。

以上を踏まえて、先ほど会長や会長代理とも相談をさせていただいて、補充に向けた準備を進めてまいりたいというふうに考えています。

手続としては、前回委員の改選のときと同じ営みをやっていくこととなります。議会の同意を得て市長から任命をさせていただくこととなりますので、直近ですと2月の定例会、その次ですと6月ということとなります。なるべく早くとは思っていますが、現実的には6月になるんじゃないのかなというふうには思っています。本郷地区とも相談をさせていただきながら、推薦者の状況だとか見ながら進めていきたいというふうには思っています。

また、農業振興委員長についてなんですけれども、専門委員会の設置規程6条においては、委員長が欠けた場合には、副委員長がその職務を代理するというふうになっていますので、当面の間は矢嶋副委員長に委員長の職務を代理していただくこととなります。

新しい委員長、副委員長の選任については、委員改選時の臨時総会でも行ったように、振興委員会の中で選出して、総会で報告するような形を取りたいと考えております。

最後になりますが、本日スマート農業に関するヒアリングの用紙をご記入いただいた方については、また帰り、出口のところに置場がありますので、そちらに提出をお願いいたします。

以上になります。

その他全体を通じまして委員の皆様から何かありましたら、お出しをお願いしたいと思います。

[質問、意見なし]

議 長

よろしいですかね。
以上で本日の案件は全て終了しました。
円滑な議事進行にご協力ありがとうございました。
柳澤一向委員のご冥福をお祈りし、議長を閉じさせていただきます。
どうもありがとうございました。

14 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長

議事録署名人 8 番

議事録署名人 9 番
